

(第一類 第九号)

衆議院 第百二十回 国会
商工委員会 議録

(一四七)

○奥田委員長　これより会議を開きます。
内閣提出、再生資源の利用の促進に関する法律案を議題といたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(和田貞夫君外十名提出、衆法第五号)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
再生資源の利用の促進に関する法律案(内閣提出第五〇号)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(和田貞夫君外十名提出、衆法第五号)

同日	辞任	大石	正光君	木村	義雄君
		萩山	教嚴君	渡辺	秀央君
		町村	信孝君	尾身	幸次君
		宇都宮	真由美君	小澤	克介君
		伊藤	英成君	川端	達夫君
		菅	直人君	江田	五月君

号

そこで、法律論に入る前に基本的な考え方を私は自身も認識しておきたいと思います。私は、このリサイクル社会の構築に関しては環境と経済の両立に配慮するという基本理念が確立される必要があると考えております。ただ資源を経済的に生かすという形だけではなくて、いかに環境を保全するのか、こういったことがこのごみ問題のリサイクルとあわせて考えなければならない問題と思思います。基本的理念について大臣のお考え方を伺いたいと思います。

りますが、私もきょうはいかにリサイクルをすべきかという、政府の法律に対して質問をさせていただきたいと思います。

我が国の経済が大きく発展するにつれまして、豊かになればその反面、物を簡単に捨ててしまうという流れが今でございまがつてまいりまして、東京都初め全国一大変なごみ問題が大きな課題となつてゐるわけでござります。このままいけばごみに酔つとかあるいはごみに埋もれてしまふ日本列島ということにもなりかねないのではないかと思ひます。一方、このごみは私たちにとって大事な資源であります。捨てればごみ、生かせば資源、あるいはまた分ければ資源、ませばごみ、こういうふうにも言われるようになつておりますが、いかにこの大事な資源をごみとして捨てないで社会にまた還元していくかという点でござります。私はこういった今抱えている課題で私たちがリサイクル社会を構築しなければならないということはもはや我が国の国民的合意の段階に入りまして、今はいかに公平にリサイクル社会を構築するかと、いう具体的な取り組みの段階になつたのではない

のの促進が進めは進むほど資源の有效利用といふものによる経済社会に多大な便益がもたらされるということは、先ほどの御指摘のとおりだと思ひます。全体として経済社会が及ぼす環境への負担が低減されまして環境保全にも資することになることも、これまた事実として認めなければなりません。したがいまして、生産、流通、消費、その各段階におきまして再資源化が実現される経済社会においては、環境と経済は相対立する概念ではなくしてその両方に望ましい成果がもたらされることになります。環境と経済の両立という経済社会運営の基本的理念の実現に大きく資するものと考えておりますので、先ほど冒頭に森本委員から御指摘賜りましたように、このままでいけば粗大ごみ社会国家になってしまふが、その活用次第によつてはエネルギー資源化していく、この両立をどのようにバランスを保つてやっていくかということに理念を持っていきたい、このように考えている次第でござります。

対策というものをまとめました発端になりますのは、昨年十一月にまとめられた産業構造審議会の答申に準拠していわけですが、そこでは基本的に業種ごと、製品ごとの特性を踏まえた事業者の自主努力を重視するという考え方でございます。ただし、その自主努力を促していくためにはさまざまな政策を講ずる必要があるということございまして、資源の有効利用と廃棄物の発生の抑制に資するという諸施策を実効あるものとするためには事業者に対して再生資源の利用または利用の促進に関する責務を課す、このための法的措置を講ずることにしたということございまして、この意味では欧米に例のない法制化が存じます。

以上のとおり、我が国の廃棄物処理・再資源化対策というものは対策の分野ごとにやや異なる性格を有していると言えますが、いずれにいたしましても今回の法律はあくまでも事業者みずから積極的な取り組みが基本的に重要な要素であるという認識のもとに、事業者に対しまして再生資源の利用の促進のために必要な範囲内の措置を講ずることというふうにしているものでございます。

○森本委員　スイス、ドイツではリサイクルは經濟システムの中にビルトインしているというふうに聞いております。具体例では、家庭から出る一般廃棄物を収集してそれをすべて再資源化するプラントが民間ベースで完成して稼働しているというふうに聞きます。一般家庭からのごみが焼却もされず、また埋め立てもされず、ほとんど再資源化されていると聞いているわけであります。

けさの新聞を見ると、消費生活コンサルタントでつくるゴミ問題研究会のアンケート調査が発表されました。それで、ルートのできていよいよ出る新聞あるいは酒の瓶は回収率が八割前後、しかし再利用が叫ばれているアルミ缶の場合、燃えな

「そういった回収ルートがまだだ不十分ではなか
りかと思いますが、我が国はスイスと同様に狭い
領土でありますので、このスイスで行われてゐる
やり方というのは注目に値すると思います。短期
間に制度化することは無理としても、長期展望を
してこうしたリサイクル社会の構築を國、企業
地方自治体そして消費者が一体となって築いてい
かなければならぬときがやつてきたと思いま
が、こういった状況を考え、大臣はどうのよう
お考えなのか、お伺いしたい思います。

○中尾国務大臣 森本委員、けさほどの新聞等の
例も出されまして、特に狭い国土の日本がどの
ように対応すべきかという御指摘でございま
が、まさにそのとおりでございまして、領土の狭
い我が国にとりましては、長期的展望のもとにリ
サイクル社会というものを構築していくことが全
く肝要である、このようになります。

その場合に、企業、國あるいは地方自治体ある
いは消費者がそれぞれの役割分担のもとに一体と
なつてその達成に努力をすべきであるという考え方
方は、全く御指摘のとおりかと考へてゐる次第で
ございます。この法律では、自然の経済原則にゆ
だねるというところでは実現されにくいような部
分に事業者を初め関係者の多くの努力を傾注いた
しまして、再資源の利用を促進しようとする新たな
試みであるということは申すまでもないことで
あらうと思うのでございますが、短期的にはコスコ
トが高くなりましたが、あるいは困難に直面する
ことがあります。しかし、時間をかけ
て事業者の活動の中に定着をさせて、行く行くは
ある意味においては経済システムの中に織り込ん
でいく、織り込み済みに持っていくことを
私どもは期待しているわけでございまして、その
ためにも本法の適正な運用を図つていくよう努
めていくことがまことに肝要ではなかろうか、こ

○森本委員 次に、この法律の中に入していくべきだ
と思います。
まず、この法律の第一条「目的」でござります
が、法律をつくられるときに、目的の場合に、第一
目的、第二目的、第三目的という目的、そしてそこ
に一番基軸を置いている究極目的ということに基
本を置いて法律はつくられていくのではないかと
思いますが、そういう角度から考えてみると、「
資源の有効な利用の確保を図る」、これが第一目
的ではないかと思うのです。それから、「廃棄物の
発生の抑制」、これが第二目的、そして、「及び環
境の保全に資するため」、これが第三目的になる
のではないかと思うわけです。そして、「もって國
民經濟の健全な發展に寄与することを目的とす
る」、これが究極目的ではないかと思うのですが、
今私の申し上げました立て分け方、目的に対する
立て分け方、それはそれでよろしいのでしょうか。
○岡松政府委員 御質問の法第一条の「目的」の
解釈の問題かと思うのでござりますが、「資源の
有効な利用の確保を図る」という第一目的と、そ
れから第二、第三と御指摘ございましたが、「廃棄
物の発生の抑制及び環境の保全」、これは同格と
いいますか、第二の目的、これを合わせまして、最
終的な目的である「國民經濟の健全な發展に寄与
する」というところにつながっている、そういうふ
うにこの法律の「目的」は記載されているとい
うふうに考えております。
○森本委員 最初に大臣に基本理念について私は
お伺いいたしました。私は、そのとき環境と經濟
の両立ということは極めて大事ではないかといふ
ふうに申し上げたわけでございますが、今の私の
第一目的、第二目的、そして究極目的というふう
な角度から見ますと、「もって國民經濟の健全な
發展に寄与することを目的とする。」というのは、當
然極目的になつておりまして、大事な環境の保全
環境という部分がここに抜けているのではないだ
らうか。今回の法律の基本的理念というのは、當

然りサイクル、資源を経済発展のために生かすところから、その角度を決して見落としてはならないと思うのです。それはこの第二目的の中にあるとはおつしやいますけれども、やはり究極的にしなければならないのではないだろうか。

そこで、私は、ここ「環境の保全」という部分を取りまして、「国民経済の健全な発展」、この前に、「もって」との間に、「環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する」、こういうふうな書き方を「目的」としてすべきではなかつたのだろうか。これでは、要するに環境の保全というのは間接目的になつてゐる。経済発展と環境の保全との趣旨が、基本的理念が欠けていくのではないか、このように私は考へるのですが、その辺について答弁願います。

○岡松政府委員 本法のねらいといいたしますところは、あくまでも再生資源の利用の促進のために所要の措置を講ずることでござりますが、これがいかなる目的のためかということについて、この第一条で規定しておりますのは、「資源の有効な利用の確保を図ることとあわせて「廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資する」ことと、いうのを書いているわけでございます。そして、それらを通じて何につながるかということは、究極の目的として、先生御指摘のとおり「国民経済の健全な発展に寄与する」というところにつながつてくるわけでございます。

そこで、この「国民経済の健全な発展」という文言でございますが、これを本法の究極的目的としておりますのは、国民経済の健全な発展のために資源の利用の促進ができない再生資源の利用の促進したことになるということから、これらを含めまして今後の我が国の健全な発展に寄与することをね

らったわけでもございまして、「国民経済の健全な発展」、「健全な」という言葉の中に環境の保全が図られることも含むということで最終目標としてこれを掲げておるわけでございます。

ただきましたように、まさに文言の中にも指摘されておりますような「国民経済の健全な発展に寄与する」として、環境の保全という目的が本法律案の究極的目的になつてゐるという、このことがまずファーストステップではないのか、そのファンデーションの上に立つてこそ再資源化、リサイクルというものがあり得る、これはもつとものがどうかと思う、この考え方によくわかり得るわけでございます。したがいまして、本法によつて問題が二次的なものなんだという考え方にはいき実現されました。ただいま政府委員からも答弁をせましたように、再資源化的利用の促進というのが、資源の有効利用というよりも、直接的な効果に加えて新規資源の調達のための開発に伴う環境の負担そのものの低減でございますとか、エネルギー使用量の減少等を通じまして環境の保全にも好ましい効果を有することを法律上有意義なこととしたものとして明確に位置づけていくということが大事である、さらにそつした再資源の利用の促進の環境保全上の意義を明らかにして、その知識の広く国民への普及を図つていくということが所管大臣の私なりの実施する対策の円滑な遂行にも有益である、この観点から、基本方針の内容として織り込むこととしたわけでございます。このような意味で、この法律では資源の有効利用の確保と並んでというか、その基礎として環境の保全の importance が十分認識された上で本法案の規制というものがされているんだ、こう御認識賜つて結構だと私は思つてゐる次第でございます。

○森本委員 今、大臣の御答弁の中で国民経済の健全な発展の中に環境保全が当然入つてくるんだという御答弁をいたしました。後の第二条から

も、ともすればこの法律は経済というのが表に出まして、環境というのは後ろ回しにされかねない感があると思います。今の御答弁をいただいたので、この健全な発展の中に環境が含まれるという点でございます。その点はこれからこの法律を施行するに当たりましても十分その意を踏まえて、経済の発展があるから環境保全がなくなるということのないように、逆にこれを逆さにとられて、これは経済発展でありますから環境保全は次の問題ですよといつてのないように、今後の施行の段階でその推進方をお願いしたいと思います。

私が申し上げました、ここで環境保全というのを取つて後ろの方に入れるという議論を行つておられますと、きょう一日この議論でやつてもかみ合はない問題ではないかと思います。大臣からいただきました答弁で、私はそれを解釈させていただきますが、どうぞ今後の施行に当たつては、そのことを、今の大蔵の答弁を軸として法律の施行に当たつていただきたいと思うところでござります。

次に、この法律の中には支援策を行う規定がないわけでございます。いろいろとガイドラインあるいは目標値等々が決められてはいきますが、支援策がこの法律の中では欠けているのではないだろうかと思います。

廃棄物問題というのは今日までどちらかといえば業界などの自主性に任せるだけでありました。しかし、今後この法律を根拠に、生産過程から流通過程まで幅広い範囲でごみの減量化、リサイクル化を促進して、ごみ処理にかかる自治体のコストを軽減していくべきであると私は思います。今回も、当初はそれぞの業界にいろいろな規制をかけるのではないかだろうか、あるいは業界自身がその回収をすべきではないかというふうに期待もされておりましたが、この法律ができ上がりましたときに、確かに五十万円以下の罰則がついていたものの、そういうた業界の自主努力に任せると

いろいろな問題もありましようし、ますそこからやらなければならぬ問題でござります。これは、そいつた業界の自主努力の回収だけに任せないで、もつともつといろいろと積極的に国としてやつしていくべきではないか。殊にごみ処理部分にかかる自治体に対する負担は大きな問題でありまして、この法律あるいは八日に閣議決定されたいう厚生省から出てくる法律等々を見ますと、自治体や企業だけに任せいくという國の方針で果たしていいのだろうか、そのように思います。
きょうは厚生省もお見えいただいているかと思ひますが、まず地方自治体、企業に任せるだけで果たしていいのか、通産省としての考え方はどうなのか。それから、八日にかかる閣議決定の中で、果たして地方自治体に対して國はどのような支援策をやろうとしているのか。これは今のところ私の方では、新聞ではいろいろ見たり聞いたりはしておりますけれども、明確に見ていないわけございまして、この点について通産省並びに厚生省の考え方をお伺いしたいと思います。

棄物再生利用総合施設といいまして、いろいろごみの中からまた資源をつくるようなことをやる施設、こういうものの整備に對して国庫補助を今まで行つておるわけございます。

また、平成三年度でございますが、市町村によるごみの減量化に関する啓発活動、それから住民団体等による古紙、空き瓶、空き缶等の集団回収の支援等を推進いたしますために、新たにごみ減量化促進対策費補助金というのを平成三年度一億五千万円予定させていただいておりますが、これを創設することといたしております。

さらに、今先生お話をございました点でござりますが、廃棄物の減量化、再生利用の推進を柱の一つとしました廃棄物処理法の改正案を今国会に提出すべく作業を進めているところでござります。この改正案の内容等につきましてはこれからまた閣議決定等々ございますが、今考えておりまして務方の案といたしましては、柱を三つに分けられるかと存じます。一つは、減量化、再生の推進ということ、二つ目が適正処理の確保ということ、それから三つ目が埋立地などとか焼却場などとかいう処理施設の確保、この三点が大きな柱にならうか、かように考えております。

○森本委員 国が産業廃棄物だけではなしにいろ

うふうに不安でしようがないのです。当然、啓蒙、啓発というのは極めて大事でございますけれども、こういうリサイクル活動等を推進していくく場合に、今の場合、地方自治体あるいは国民の中に再生資源の利用促進を行つてある人あるいはボランティアの人々が数多くいて、そういう人々がこのリサイクルの大好きな手になっているということは言えると思うのです。私の住んでおりますのは、この日本で歴史の一番古い奈良県でございます。この奈良県には、日本の国道の第一号というべき山の辺の道というのがございます。これは非常に長い道で、歴史の一一番古い道でございますが、ここは毎年、もう間もなく春がやってきます、あるいは秋になりますと山の辺の道を訪れる観光客が非常に多いわけでございます。悲しいことに、地元の人ではなしに、せっかくの自然を楽しみにして来た人々が、空き缶を捨てたりごみを捨てたりするわけでございまして、私は私の仲間とこの山の辺の道のクリーンキャンペーンというのを始めまして、毎年年に一回、ことしは二回にしようかなと思つていてるので、仲間と空き缶を拾つてもう七年続いております。その空き缶回収等々は自然を守るという意味で行つてあるわけでございますが、私は、そこでただ単に缶を集めめて持つていくということよりも、むしろそれに参画した人々の気持ちの中に、そいつたクリーンペーンあるいはボランティアに参画した人々が、そういう意識を日常生活の中に持ち始める、私はこのことがまた極めて大事なことではなろうか。私自身も、そういうクリーンペーンを計画して参画するまでの間は、空き缶に対してもそんなに関心は持つていなかつたというは、率直に言つてそうです。アルミ缶かスチール缶か、そんなこと余り関心も持つたことがなかつた。だけど、そいつたことに参画することによって、日常の中にそういう意識が入つてくる。これは最大の啓蒙、啓発ではないかと思うのです。

ところが、ボランティア活動をいろいろとされ

ている人々が、例えば乾電池の回収をやつた、回収をやつて、じゃどこへそれを持つていいかというときに、私の仲間も一生懸命乾電池の回収をやつたけれども、持つていくところがない。そこである乾電池の会社に宅急便で詰めて送つた。そして、その会社から今度は包装紙の表だけ変えてそのまま宅急便でまた送り返された。一生懸命ボランティア活動している人々もだんだんいなれてくるというか、そういう状況になりかねないと私は思うのです。今このリサイクル法を提出するときに、私たちボランティア活動をなさっている人々も、もう一度今ここで頑張らなければならぬないという気持ちになつていかなければならぬと思う。そういうボランティア活動を行つてゐる人々は私には何かの援助を直接もらつてやろうと思つてはいないと思います。しかし、例えは私たちが山の辺のクリーンキャンペーンをするときに、地方自治体、桜井市から、最後は返すのですけれども、軍手の手袋をいただき、ビニール袋を御提供いただき、それから換む物をいただき、これは言うならば我々のクリーンキャンペーンをは認識していただいて、最近そういう形になつてます。その空き缶回収等々は自然を守るという意きかけであります。こういう支援策を積極的に、これは厚生省の管轄になるかわからませんけれども、私は通産省もリサイクルをやつていいこうという以上はそういう支援策をやつていかなければなりませんのではないだろうか。そうしないと、国民の自主的な取り組みだけに任しておるのは、私は片手落ちになつていくのではないだろうかと思うのです。啓蒙、啓発と同時に、私はそうしたことに対する支援策を考えていかなければならぬと思うのです。

それで、財團法人クリーン・ジャパン・センターというものがその普及向上に当たるというふうに書かれていますが、伺うところによると、あるフランチャイズ店がこのクリーン・ジャパン・センターに四億円の寄附をなさつたというふうにも思つてゐるのです。そうしないと、法律に書かなければ、財政に余裕があるときとくのは出して取り組みを支援するということをむしろこの法律のなかに書き込まなければならないというふうにも思つてゐるのです。そうしないと、法律に書かなければ、いくわけでございますけれども、そうでないとき、不況になつたあるいは財政が困難になつてきたときに、そいつた支援策が真っ先に削られてしまふのではないかというふうに思います。

そういう意味では、私は特にきょうの質問の中

的に支援をしていく考え方、どう思つておられるのかというのをお伺いしたいと思うのです。

○合田政府委員 先生御指摘のように、再生資源の利用の促進を図るために広く一般消費者からの協力を得ながらこれを進めていくことが必要であるという視点から、通産省といたしましては、国や関係団体が行う再生資源の利用の促進に

協力を得ながらこれを進めていくことが必要であるという視点から、通産省といたしましては、國や関係団体が行う再生資源の利用の促進に

自主的な取り組みを支援するよう努めなければならぬ、これぐらいの文章を書き込んで活動への支援をしていかなければならないと私は思つておるわけですが、いかがでございますか。

○合田政府委員 国民の理解を深めるための措置

の必要性につきましては、先生御指摘のとおりでございまして、この法律との関係でございますと、このような支援策につきましては、第六条に「國

は、再生資源の利用を促進するために必要な資金

の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならぬ」という規定がございまして、この中で位置づけられているというふうに考えております。

○森本委員 第八条の中に、教育活動、広報活動を通じて国民の理解を深める云々とあります。こ

の点につきましては、本当に申し上げた支援を

するよう努めなければならないという文言も入れ

て、「協力を求めるよう努めなければならない」

といふふうに書いてあるわけでございまし

て、自主的な取り組みを支援するとはこの文章の

中には書いてないわけであります。そうしますと、

これは私は財源の裏づけがないのではないかとい

うふうに解釈いたしました。

○中尾国務大臣 森本委員、幾つかの例を出されま

して、特に先ほどの乾電池の問題もそうでござ

いますが、これは私も思い当たる節が幾つかある

わけでございまして、こん包がさらにこん包を重

ねてまた戻される、これはボランティアをやつて

おられる方にとって、もう屈辱というような気

持ちと同時に何とも情けない気持ちになりまして、やる気がなくなってしまう、これは当然のことであろうと思います。

そういう意味におきましては、私もこの間その事例の中におきまして通産省にもよく言いつけておきましたが、これはあらゆる角度においての支援策、こういったものはこの中に含んで対応するようということは、私の気持ちとしてもまた通産省の基本方針としても理念としても必ず先生の意見は遂行するつもりでございますから、どうかそ

のようにおくみ取りを願いたいと思う次第でござります。

○森本委員 次に、今度のリサイクル法というのは、出たいろいろな廃棄物をどう社会に還元するかという一つの流れをつくるためにでき上がった法律でございますが、今企業の中にもようやく環境の保全を考える部局が生まれてきたようにも思います。先日もテレビでいろいろとやっておりましたけれども、オフィス町内会というのを東京でつくりまして、ある電力会社を中心としてごみの回収を一生懸命されている。あるいはあるコンピューター会社が建物を建てるときに、もう既にそれぞれのテーブルの横に紙を分別して置けるようにしてあるとか、あるいはその売った代金を集められて、三千万円を達成したときには全社員にティッシュペーパーを配る、それからその次、一億達成したときには何か辞典をお配りになつた。等々で汗を流しておられる人、そういった人々は決して報酬を求めてされているのではない、ボランティア活動で一生懸命汗を流すことに同時に喜んでいます。私は財源の裏づけがないのではないかといふうに解釈いたしました。

○森本委員 次に、今度のリサイクル法というのは、出たいろいろな廃棄物をどう社会に還元するかという一つの流れをつくるためにでき上がった法律でございますが、今企業の中にもようやく環境の保全を考える部局が生まれてきたようにも思います。先日もテレビでいろいろとやっておりましたけれども、オフィス町内会というのを東京でつくりまして、ある電力会社を中心としてごみの回収を一生懸命されている。あるいはあるコンピューター会社が建物を建てるときに、もう既にそれぞれのテーブルの横に紙を分別して置けるようにしてあるとか、あるいはその売った代金を集められて、三千万円を達成したときには全社員にティッシュペーパーを配る、それからその次、一億達成したときには何か辞典をお配りになつた。等々で汗を流しておられる人、そういった人々は決して報酬を求めてされているのではない、ボランティア活動で一生懸命汗を流すことに同時に喜んでいます。私は財源の裏づけがないのではないかといふうに解釈いたしました。

○森本委員 次に、今度のリサイクル法というの

は、出たいろいろな廃棄物をどう社会に還元する

かという一つの流れをつくるためにでき上がった

法律でございますが、今企業の中にもようやく環

境の保全を考える部局が生まれてきたようにも思

います。先日もテレビでいろいろとやっておりま

して、自主的な取り組みを支援するとはこの文章の

中には書いてないわけであります。そうしますと、

これは私は財源の裏づけがないのではないかとい

うふうに解釈いたしました。

○中尾国務大臣 森本委員、幾つかの例を出されま

して、特に先ほどの乾電池の問題もそうでござ

いますが、これは私も思い当たる節が幾つかある

わけでございまして、こん包がさらにこん包を重

ねてまた戻される、これはボランティアをやつて

おられる方にとって、もう屈辱というような気

持ちと同時に何とも情けない気持ちになりまして、やる気がなくなってしまう、これは当然のことであろうと思います。

そういう意味におきましては、私もこの間その事例の中におきまして通産省にもよく言いつけておきましたが、これはあらゆる角度においての支援策、こういったものはこの中に含んで対応するようということは、私の気持ちとともにまた通産

省の基本方針としても理念としても必ず先生の意見は遂行するつもりでございますから、どうかそ

のようにおくみ取りを願いたいと思う次第でござります。

成しようとする視点はあるのかどうか。私は、この際静脈産業育成計画を本格的に検討してはどうか。また通産省も新たな、極端に申し上げますと

静脈産業局とか部とかいうものを設けてはというののために古紙回収業の方に税制措置を講ずるというふうにおっしゃいましたが、それはどんな措置

が厳しい。そういう流れの中から考えてみると、

それぞれの今の原局行政の中にこの静脈産業について考える位置づけ、位置を明確にしていくべき

ではないだろうか、このように思うわけでござい

ますが、御見解をお尋ねします。

○合田政府委員 先生御指摘になりました静脈産業の事業の拡大というのは再資源化の進展と軌を

一にして実現をされるものであろうと考えております。したがいまして、この法律の適正な運用に

よりまして再生資源の利用が今まで以上に進むことになり、結果として先生の御指摘のような静脈産業が発展する上で良好な事業環境がもたらされるということにつながっていくものと考えております。

具体的に申し上げますと、静脈産業というの

非常に幅広い分野から成り立つておるわけでござ

りますが、現実のいわゆる原局行政の中でも、例

えば古紙の回収業につきましては既に事業用施設

の事業税の減免が講ぜられているところでござ

りますし、これに加えまして、来年度の税制改正に

よりまして廃棄物再生処理用の設備の特別償却制

度の対象といたしまして新たに金属製の缶の回収

設備等を追加する等の措置を講ずる予定でござ

りますし、これに加えまして、来年度の税制改正に

よりまして廃棄物再生処理用の設備の特別償却制

度の対象といたしまして新たに金属製の缶の回収

設備等を追加する等の措置を講ずる予定でござ

りますし、これに加えまして、来年度の税制改正に

よりまして廃棄物再生処理用の設備の特別償却制

度の対象といたしまして新たに金属製の缶の回収

設備等を追加する等の措置を講ずる予定でござ

りますし、これに加えまして、来年度の税制改正に

よりまして廃棄物再生処理用の設備の特別償却制

度の対象といたしまして新たに金属製の缶の回収

設備等を追加する等の措置を講ずる予定でござ

りますし、これに加えまして、来年度の税制改正に

よりまして廃棄物再生処理用の設備の特別償却制

度の対象といたしまして新たに金属製の缶の回収

設備等を追加する等の措置を講ずる予定でござります。したがいまして、いわゆる静脈産業育成計画を立て、行ってもらいたいと思います。それから、先ほど答弁の中でそういう静脈産業のために古紙回収業の方に税制措置を講ずるというふうにおっしゃいましたが、それはどんな措置

ですか、もう一度答えていただけませんか。

○合田政府委員 古紙回収業の事業用施設の事業所税の減免措置を講ずるということでございま

す。○森本委員 それは古紙回収の問屋ですか、どう

なんですか。回収業でも、問屋もあればヤカーとか車で回収される人々もいらっしゃいますけれども

○合田政府委員 古紙回収業そのものに対して今

の措置を講ずることでござります。

○森本委員 これは今議論するあれはありません

とにかく、結果として先生の御指摘のような静脈

産業が発展する上で良好な事業環境がもたらされるということにつながっていくものと考えております。

具体的に申し上げますと、静脈産業というの

非常に幅広い分野から成り立つておるわけでござ

りますが、現実のいわゆる原局行政の中でも、例

えば古紙の回収業につきましては既に事業用施設

の事業税の減免が講ぜられているところでござ

りますし、これに加えまして、来年度の税制改正に

よりまして廃棄物再生処理用の設備の特別償却制

度の対象といたしまして新たに金属製の缶の回収

設備等を追加する等の措置を講ずる予定でござ

いつでも、その辺が、そういった働く方々に何らかの措置を講じていかないと、実態は大変です。仕事をやめたいと思っておる人が圧倒的に多いわけです。

今、古紙の場合、仕切り場で「キロ当たり六円」
ダンボールの場合は仕切り場で、新聞紙の回収は
立て場といふらしいのですが、それから古紙問屋
に行きますと十円、そしてメーカーへ十七円で卸
されるというふうに聞いています。東京オリン
ピック当時、一キロ当たり四十円だったそうです
ね。物価は四倍になつておりますが、ダンボール
の古紙の値段は七分の一に下がり続いている。も
うほとんど回収してくれる人も少ない。それから、
古紙の値段というのは、いろいろとそのときその
ときの外国との関係で値段が上がったり下がった
りするということです。

万トンでございまして、古紙消費量に対する輸出比率は四・四%、過去数年間も大体三%から五台という程度にとどまつてきておりまして、これが最近急増しているというような事態にはならないと私ども考えております。製紙メーカーとしては、製紙原料の供給源の多角化対策の一環として一部輸入をやつてあるわけでございますが、うした事情も御理解いただきたいと思います。以前にアメリカ等から古紙として輸入されるダンボール等はバージンパルプで製造されたものがほとんどでありまして、ダンボール製造等の際のバーナンペルプの代替原料として使用されているといふ点もあるわけでござります。

いずれにせよ、古紙の国内の回収を進め、これを使用していくのは極めて重要な課題であるとございますので、私どもは基本的に、古紙の需要をやすような政策を、いろいろ啓蒙普及等を積極的にやってまいりたいと思っております。これによりまして国内の古紙に対する需要も順調にふえていくことを期待いたしております。

○森本委員 いずれにしても、古紙回収業者の皆さんに対する対策を積極的に講じていかなければならぬと私は思います。

司会者 同時に、先ほどお話しした五〇%を五五%、そしかつて

チール缶四四%を六〇%、アルミ缶四三%を五〇%。アルミ缶にしましても、これは輸入のアルミ缶が相当また日本へ入ってきているようにも思は何つております。

そこで、聞きたいのですが、この五〇%とか五〇%という数字ですが、この五〇%という数字は通産省がお調べになつたのですか。基礎データはどこから来ているのでしょうか。業界の数字ですか。

○南学政府委員 現在の古紙利用率五〇%弱という数字は、通産省の調査統計部で調査している紙・バルブ統計による調査結果でございます。

○森本委員 いずれにしても、私は、この静脈商業についての統計の整備を今図っていき、その統計によってまた次の施策を講じていかなければ

らないと思います。いろいろな方に聞きますと私は業界の数字を信じないというわけじゃありませんけれども、通産省独自のデータのとり方、数字というのは今のことろ極めて弱いのではないだらうか。業界は業界の数字というのを信用していかなければなりませんが、今度の予算措置の中データベース・システムの構築調査、これが二千五万円挙げられております。これは新規でございまして、これからこういったものは毎年毎年重ねられていくと思うのですが、この際もう一度、静脈産業について統計のデータ・ベース・システムの構築の予算がついたことを含めて、静脈産業の統計整備を図つていかなければならぬと思いますが、いかがですか。

○岡松政府委員 先生御指摘のように、この問題について取り組んでまいりますと基本的なデータが十分でないということを痛感しておるわけでございます。一部のデータにつきましては既に調査統計部の調査においても行われておるわけでございますが、全体をカバーするものがないといふことも御指摘のとおりでございまして、その意味で、再生資源の現状について実態把握を一層充実させる重要性はつとに認識しているところでございます。したがいまして、御指摘のデータ・ベース・システムの構築というのを平成三年度予算で要求をさせていただいておりますが、ぜひとも来年度以降この予算制度を活用いたしまして統計の整備に努めてまいりたいと考えている次第でござります。

○森本委員 時間が参りました。最後に一点だけお伺いしたいと思います。

デボジット制度でございますけれども、北欧、スイス、ドイツ、アメリカの十三州で法制化され、成果を上げております。我が国でも地方自治体の先行例がありますが、国のレベルで対応を検討してはどうなのか、日本政府としてはどう考えられるのかという点をお聞きし、最後に、このリサイクル法が運営され、そして本当に再資源化され、私たちの大変大事なエネルギー、それか

○岡松政府委員 先生御指摘のよう、この問題について取り組んでまいりますと基本的なデータが十分でないということを痛感しておるわけでござります。一部のデータにつきましては既に調査統計部の調査においても行われておるわけでございますが、全体をカバーするものがないということとも御指摘のとおりでございまして、その意味で、再生資源の現状について実態把握を一層充実させることの重要性はつとに認識しているところでございます。したがいまして、御指摘のデータ・ベースシステムの構築というのを平成三年度予算で要求をさせていただいておりますが、ぜひとも来年度以降この予算制度を活用いたしまして統計の整備に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○森本委員 時間が参りました。最後に一点だけお伺いしたいと思います。

デポジット制度でござりますけれども、北欧、
イス、ドイツ、アメリカの十三州で法制化され
て、成果を上げております。我が国でも地方自治
体の先行例がありますが、国のレベルで対応を検
討してはどうなのか、日本政府としてはどう考え
られるのかという点をお聞きし、最後に、このリ
サイクル法が運営され、そして本当に再資源化
され、私たちの大変な大事なエネルギー、それか

らあわせて環境保全に全力を挙げなければならぬ、これを機会に取り組まなければならないと思ひます。デボジットについてはどなたかお答えいただき、大臣の最後のまとめをお伺いしたいと思います。

○合田政府委員 御質問のデボジット制度につきましては、廃棄物の減量化と資源の有効利用に寄与する面があるわけでござりますけれども、問題点としましては、回収による手間とコストが大きいこと、販売店の中で保管場所を設置しようとしたしましてもスペースのない場合が多いこと等が問題点として指摘されておりまして、特に中小企業者に対しましてはかなり大きな負担になるといふふうに言われております。また、地域によりましては、回収量に比べまして輸送コストが大きい等の回収により新たな資源を浪費するという場合もありまして、全国一律にデボジット制度を導入することは適当ではないと考えております。ただ、先生御指摘のように、各地域でいろいろ実験事例も見られておりますので、地域の特性を反映して、自主的に柔軟にデボジット制度は行われるべきであるというふうに考えております。

○中尾国務大臣 きょうは森本委員にむしろいろいろ大変に参考な意見を一つ一つアイテムごとに取り上げていただきまして、参考にならせていただきました。

なかなかく、今も政府委員の答弁にもございましたように、幾つかの諸点にわたってまだ考え方なければならない、またこれを付加しなければならないという問題もございましょう。これは私も今十分に書きとどめてもおきましたから、これは同時に通産省の遂行者各位にもきつく申し入れるつもりでございます。

同時にまた、デボジット制度におきましても、それは総括的に見たならばいいことでございましょ。しかし、中小企業者に対する負担あるいはまたそれに類型するような方々に対する欠点もないわけではございません。そういう意味におきましては、そういう点も含めまして考えていくければ、

こう考へておる次第でござります。

その意味におきましては、本法はいすれにいたしましても再生資源の利用を促すためには総合的な基本方針を定めまして、そして事業者、消費者、国と地方公共団体にます幅広く協力を要請いたします。そして、さらに事業者に対しましては、再生資源の利用といふものに対し最大限の事業活動面での努力を求める。しかし、その根底には、先ほど冒頭に委員がお触りいただきましたように、環境の整備といふものを「ファンデーション」に置くんだということを基礎にしなければなりませんまい。このよだな法律は、再生資源の利用を促す上で必要不可欠なものでございまして、かつ十分な効果の期待されるものであると確信しておりますので、どうぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをこいねがいたいと思ってお尋ねをいたしました。

○森本委員 どうもありがとうございました。
○奥田委員長 小沢和秋君。
○小沢(和)委員 初めに、政府がこの法案を提出した動機、背景についてお尋ねをいたします。

本法第一条には、「再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、云々と述べられております。あたかも資源として再度活用できるものが捨てられていながらもつたないから利用を促進しようとする、大変高邁な立場からこの法案が提案されたかのように読み取れるわけであります。これはちょっとときれいごと過ぎるのではないかと思うのです。

○中尾国務大臣 まず小沢委員にお答えさせていただきたいと思います。

この施策をつくっていく背景、そのものの理念あるいはその政策を確立していくプロセスといいますかそういうことについてのお尋ねかと思いますが、私も、先ほどもそのような答弁もさせていただきましたけれども、まず私どもは、山積する環境汚染あるいは環境破壊、こういうものに対する対策はもう人類のある意味におけるチャレンジである。これは、この間、先生方にも御協力賜りましたオゾン層の問題等でもそのとおりであります。今や一地域でこの問題を片づけていく問題ではない、まさにごみずかご日本になつてしまつては大変なことに相なる、この発想からしてこのよだな問題点を、さらになおかつこのごみをある意味においてこれだけ能知の発達した人類社会でございますから、これを再利用、再活性化していく方途というものはあるまいかというこのとの中身から生まれてきたということからこれが出て

○小沢(和)委員 私は、今日の深刻なごみ問題を引き起こしたのは、政府の長年にわたる経済成長至上主義と大企業の後は野となれ山となれ式の無

責任な利潤第一主義であったのではないかと考えます。どんどん生産をふやし、それに見合う需要をつくり出すために、国民には使い捨て、浪費の生活スタイルが強制されたわけであります。その結果として大量のごみが発生するようになり、それが現状ではないでしょうか。きのうから何か国民の意識が低いことが問題であるかのように言われておりますが、これは私は、原因と結果を逆ちさせた議論ではないかと思います。これまで政

府がとつてきた対策に対するこのよだな抜本的な反省を踏まえないと、私は解決の方向というのを見出せないのでないかと思います。これまで政

その点、大臣にお尋ねをいたします。

○中尾国務大臣 これは、先生のお言葉にも大変

きな、これまた資源そのものの損失でもある、こ

ういうことに私どもは思いをいたし、廃棄物の發

生を増加させ、環境の悪化を招くことに相なりは

すまいかというこの不安も増大させているわけで

あります。

○岡松政府委員 現在、問題になりますごみの排

出量といったしましては、一般廃棄物と産業廃棄物

めに、今回のこの法案が提案されることになったのではないかというふうに私、理解いたしますが、いかがでしょうか。

○中尾国務大臣 まず小沢委員にお答えさせていた

ただきたいと思います。

この施策をつくっていく背景、そのものの理念あるいはその政策を確立していくプロセスといいますかそういうことについてのお尋ねかと思いま

すが、私が示している

この理念のほどは御理

解のほどを願い上げたい、こう思つておる次第で

ございます。

○小沢(和)委員 そこで、具体的な問題に入りましたが、このリサイクルの対策というのは、

なかなか実現されません。

○小沢(和)委員 そこまで、具体的な問題に入りましたが、このリサイクルの対策というのは、

かかるわけでございますが、産業廃棄物につきましては、事業者の中でかなりの程度のリサイクル化が行われているけれども、これをさらに進めていくということが必要でございます。一般廃棄物につきましては、むしろこれを個別の、廃棄されしていく家庭なり事業所なりといったところで対応をとっていく必要があるわけでございますが、これについてはむしろ物に即して率を決めていくといふことを考えておるわけでございまして、紙については五〇%を五五%に上げていく、あるいはアルミ缶については四三%のものを六〇%に上げていいといったような個別の目標を決めることによりまして全体の効果を上げていくということを考えているわけでござります。ただ、その場合にも、数字を挙げて目標にするということよりは、むしろ体系としてのリサイクル社会実現のための政策手段を用意するということが重要であると考えておるわけでございまして、本法の構成もそのようなるところから、事業者の自主的努力を主軸にして政策を展開することにより全体としてのリサイクル効果を上げていこうという考え方でござります。

に負わせて処理をさせるという仕組みに変えれば、それだけで一般のごみが減るというだけではなく、私は、オフィスなどでは組織的にOA用紙のごみを分別もして大量に回収する仕組みがすぐできると思うのです。そうすれば、年に一%ずつなるべく、私が、オフィスなどでは組織的にOA用紙のごみを分別もして大量に回収する仕組みがすぐできると思うのです。そういうようなことではなくて一挙に大幅に引き上げられる可能性があるのではないかと考えますが、こういうふうな点はいかがでしょうか。

○南学政府委員 古紙の利用率を毎年一%ずつ向上させながら五年後に五五%に持っていくこともあります。それが私どもの希望であり、また業界の希望もありますが、これは我々決して生易しい数字ではないと認識をいたしております。我が国では早くから紙の分野において古紙の利用に取り組んでおりまして、現在では古紙の利用率、回収率とも世界的に最高の水準に達しております。日本では今古紙の利用率五〇%という水準でございますが、例えばアメリカでは二七%にとどまっております。それだけに、現状の古紙利用率をさらに引き上げていくには相当な困難を伴うと想うわけでございますが、あえて達成のために相当な努力を要する目標をここに掲げましてこれから大いに努力していく、このように認識をいたしておりますところをございます。

○小沢(和)委員 家庭ごみになつてゐる紙の回収が世界最高の水準にあるということは、私も事實だと思うのです。だから今後紙の回収率をこれ以上高めていくことは大変困難だ、それをこれから努力するんだというような話は、私は違うのじやないかと思うのです。なぜかと云うと、私がさき申し上げたいわゆるOA用紙のごみ、これは今までほとんどそのための対策に取り組んでこなかつたわけでしょう。だから、そういうようななutilusでは焼却に、業者に頼んでどんどん持ち込んで、あるいはそれで焼却し切れないものはあの東京湾の処理場が真っ白になるほど捨てておつたわけでしょう。これはやる気になつたらどれぐらいい劇的な効果があるかということは、厚生省や環境庁が入つてゐる東京・霞が関の中央合同庁舎五号館、ここで最近始めたら、そのモデルケースの一つかもしませんけれども、一ヵ月で八十四トンもの紙の回収に成功した。これは、オフィスの体系立つて分別回収をする気になれば一舉にこういうことになるわけです。だから、全体をそういうふうにやつたら劇的にこの問題については事態を改善できる、このことをそれは証明しているのじやないです。

○南学政府委員 我々の目標の数値は、古紙の回収率でなくして古紙の利用率を1%ずつ高めていこう、こういうことでございまして、一方においてオフィスの古紙の回収の必要性というのは当然我々も認識いたしておりますわけありますし、それがゆえに今モルタル事業等を推進しているわけでございますが、こうしたメーカーの方の古紙の利用率の向上の努力と、それから分別回収、事業所等におけるオフィスのごみの回収の努力、こういうものが相まって初めて利用率の向上も図られるものとの認識をいたしております。

○小沢(和)委員 だから、私が言うように回収そのものは劇的に高めることができるわけであります。だから、あとメーカーの方にこの古紙を使つて処理をする体制を怠いでつくらせるということが

を突破できたら、次はその紙が、本当に市場が確保できるよう手を打つていくということで、こういうようなことは事態をもつと急速に改善できるのではないか。そして、よく古紙の方が新しい紙よりも高くなってしまうというような話もあるのですが、このOA用紙のごみをそういうふうに回収するルートを太くつくることができたら、コストだって大幅に下げるに十分に経済的にも成り立つようにできると思うのですが、どうですか。

○南学 政府委員 OA用紙は確かに最近急増したしておりますが、全体の紙の生産に占めるウェーツを考えてみると、全体の年間の紙の生産高は二千八百万トン、そのうちコピー用紙、コンピューター用紙等の情報用紙は八十万トンでございます。これが最近ふえておることは確かであります、この回収が急速に進むということによって回収率が劇的にふえるというような事態になるとは思われません。しかし、一部においてもこうした努力は我々は続けるべきと認識いたしまして努力をしているところでございます。

○小沢(和)委員 次に、大型ごみの問題についても一言お尋ねしたいと思うのですが、家電製品、大型家具、自動車などについては、ガイドラインでは「販売ルートによる回収体制の整備」というふうになつております。これは当然の方向だと思いますが、それならば、もう一步進めてメーカーに回収を義務づけるというような措置まで踏み切つていいのではないのでしょうか。

さつき私、OA用紙の産廃扱いをすべきだといふことも言つたわけでありますけれども、新聞報道では、厚生省はそれを廃棄物処理法改正案に盛り込みたいというふうに考えていたというけれども通産省の反対で見送つたというふうに書いてあります。ですが、こういうような通産省の消極的な姿勢というのがこの大型ごみの回収の義務化という問題でも同じじように見られるのではないか、全体として新聞報道など見ているとその辺が非常にネックになつているのではないかということを感じ

するのですが、いかがでしょうか。

〔甘利委員長代理退席、委員長着席〕

○岡松政府委員 自動車及び家電についての回収に絡みまして、メーカーに引き取りを義務づけたらどうかという御意見でございますが、廃掃法の第三条の考え方にもございますように、あくまでも排出者が責任を持つという考え方立っています。すなわち、一般廃棄物につきわけでございます。すなわち、一般廃棄物につきましては、主として家庭が出すわけでございますが、家庭にかわって市町村が処理をするというのが通常の形でございますし、事業者が出しますごみにつきましては事業者が最後まで責任を持つということでございまして、あくまでも排出者の責任であるということでございます。したがいまして、車あるいは家電製品につきましても、それを使った人が排出者になるわけでございまして、やはり排出者の責任ということを明確にしておく必要があろうかと思います。

そのような考え方方に立つて、車につきましては、

排出者が回収業者に持つていくなりして処理して

いるわけでございますが、実際には社会的問題といたしまして不法投棄が行われるという実態があ

ることも認識をいたしております。そこで、この

排出者が回収業者に持つていくなりして処理して

いるわけでございますが、実際には社会的問題と

いたしまして不法投棄が行われるという実態があ

ることも認識をいたしております。そこで、この

排出者が回収業者に持つていくなりして処理して

いるわけでございますが、実際には社会的問題と

いたしまして不法投棄が行われるという実態があ

ることも認識をいたしております。そこで、この

排出者が回収業者に持つていくなりして処理して

いるわけでございますが、実際には社会的問題と

いたしまして不法投棄が行われるという実態があ

ることも認識をいたしております。そこで、この

排出者が回収業者に持つていくなりして処理して

いるわけでございますが、実際には社会的問題と

いたしまして不法投棄が行われるという実態があ

たつてメーカーとしての協力体制を整備するとい

う形で対応していこうということでございます。

○小沢(和)委員 きのうの朝日新聞にも「不満残した製造業規制」ということで、これを見ますと、

冷蔵庫やテレビなどのいわゆる大型家電製品、自

動車、タイヤといった処理困難な廃棄物等々につ

いてメーカーなどに回収を義務づけることを目指

していたが、通産省などの反対で直接的な規制は

盛り込むことができなかつたというような記事が載っているんですよ。

だから、私は尋ねしたいのは、今言わたったよう

に、排出者が責任を持つべきだということで回収

体制を整備するというのだったら、もう一步進ん

で、厚生省と歩調を合わせて義務化することに

何ら支障はないんじゃないだろうか。それを何で

反対をして、そういうような義務づけはしない、

その方がなぜいいというふうにお考えなんですか

か、そのところが納得できません。

○岡松政府委員 先ほど御説明申し上げました

ように、車あるいは大型家電につきましては、製

品が回収されやすいような仕組みづくりをすると

いうことを考へておるわけでございますが、これ

はあくまで事業者の自主的な努力による市町村

の回収に対する協力であるということで位置づけ

られるべきものであるというふうに考へておるわ

けでございまして、その意味で、事業者が引き取

り責任を持つという考え方とはるべきではないと

考へまして、今回のガイドラインに沿つた指導を行つておるところでございます。

○小沢(和)委員 時間が迫ってきたから、残念な

がら、もう一つ次の問題をお尋ねしたいと思うの

です。

それは、家庭ごみ関係で今一番ふえているのが

過剰包装あるいはアルミ、スチールなどの缶、さ

らにペット容器というようなものであります。し

かし、こういうのを使うまいと思つたら、実際に上でもディーラーに持つていけば引き取つてもらえる。実際は、車につきましては、約九割が下取り車という形で新車の購入に当たつて回収されるわけござりますけれども、残りの一〇%につきましては使い切つてしまつというユーザーがいるわけでございます。こういう人につきましては、新車の購入がなくともディーラーに持つていけば引き取つてもらうという引き取りルートの確立を図ることによりまして不法投棄車をなくす体制づくりをしていくことによりまして、粗大ごみの回収に当たつたところがございますけれども、残りの一〇%につきましては使い切つてしまつというユーザーがいるわけでございます。こういう人につきましては、新車の購入がなくともディーラーに持つていけば引き取つてもらうという引き取りルートの確立を図ることによりまして不法投棄車をなくす体制づくりをしていくことによりまして、粗大ごみの回収に当たつたところがございます。

それは、家庭ごみ関係で今一番ふえているのが過剰包装あるいはアルミ、スチールなどの缶、さらにはペット容器というようなものであります。しかし、こういうのを使うまいと思つたら、実際に上でもディーラーに持つていけば引き取つてもらえる。実際は、車につきましては、約九割が下取り車という形で新車の購入に当たつて回収されるわけござりますけれども、残りの一〇%につきましては使い切つてしまつというユーザーがいるわけでございます。こういう人につきましては、新車の購入がなくともディーラーに持つていけば引き取つてもらうという引き取りルートの確立を図ることによりまして不法投棄車をなくす体制づくりをしていくことによりまして、粗大ごみの回収に当たつたところがございます。

それは、家庭ごみ関係で今一番ふえているのが過剰包装あるいはアルミ、スチールなどの缶、さらにはペット容器というようなものであります。しかし、こういうのを使うまいと思つたら、実際に上でもディーラーに持つていけば引き取つてもらえる。実際は、車につきましては、約九割が下取り車とい

うあるいはペット容器とか、そんなようなものを使

用しなくて生活できるようルートも確立すべ

きだし、また、そういうようなことを積極的に抑

えていく、あるいは過剰包装などさせない、こう

いうような指導がもっと強力に行われなければな

らないと思うのですが、この点いかがなつておりますか。

○南学政府委員 先生御指摘のとおり、過剰包装の問題というのは、都市におけるごみ処理問題の深刻化等を考えますと極めて重要な政策課題であると認識いたしております。このため、私も通産省といたしましては、昨年八月に社団法人の日本包装技術協会に対し、包装適正化のための方策について検討していただきまして、その結果を踏まえまして、通産省としては、流通業者なり商品メーカーなりいろいろ関係団体に対しても協力要請を行つたところでございまして、関係業界においては、今その包装の適正化のための具体的な実施計画を策定しているところでございまして、我々、これからも包装の適正化のために大いに努力をしてまいりたいと考えております。

○小沢(和)委員 厚生省、お見えになつておるで

しょうか。厚生省にこの機会に産業廃棄物処理のことでお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど、私の地元にも産業廃棄物が持ち込まれ

ようとしているというようなことも言いました

が、この関係のトラブルが、ここ数年非常に頻発

をしております。そこで、そこから得られる教訓

をぜひ産業廃棄物処理法の改正などに反映させていた

だきたいと思って質問をします。

その一つは、産業廃棄物を排出する事業者の責

任をもつと明確にすべきだ。今は確かに、原則は

そうなのですけれども、この排出した事業者がい

われる処理業者に任せると、それで大体責任を免

れるようになつております。ところが、この処理

業者が倒産して夜逃げをして、山のように持ち込

まれたものをほつたらかしてしまつたとか、ある

い是有害な産業廃棄物を処理もしないで一般の産

業廃棄物処理場に捨ててしまつて、これどうする

んだといつてはいるうちに、それもまた倒産してしまつたとか、そういうような問題がしそうちゅう

起つてきているわけですね。だから、処理業者に頼

んで、最後までそれに付いて排出業者は責任

を逃れることができないよう仕組みをつくる必

要があるのではないか、これが一つです。

それから、二番目の問題として、同時に、そういう

う悪質あるいは脆弱な処理業者を横行させてお

いてはならないと思うのです。これを質的はどう

向上させて安心して産業廃棄物の処理ができるよ

うな体制をつくっていくかという点について、今度の法案の中に、例えば保証人や供託金制度を制

度化するとか、あるいは適切な処理能力がないと認められた業者については許可を取り消すとか、こう

いうようなこともすべきではないかというふうに

考えますが、どうでしょうか。

それから、最後に三点目、産業廃棄物処理場の建設をめぐつてしまはしばしば反対運動が起つるので

あります。私もその処理場というのを見に行つたことが

あります。それでは、これはいわゆる無害物を捨てる処

理場でしたけれども、要するに、厚手のビニールシートをそこに敷いているだけなのですね。そして

そこから出てくる汚水については、ちょっと沈殿をさせてペーハーだけ調整して出してしまつ

ます。私もその処理場といふのを見に行つたことが

あります。これはいわゆる無害物を捨てる処

理場でしたけれども、要するに、厚手のビニールシートをそこに敷いているだけなのですね。そして

そこから出てくる汚水については、ちょっと沈殿をさせてペーハーだけ調整して出してしまつ

ます。私もその処理場といふのを見に行つたことが

あります。これはいわゆる無害物を捨てる処

理場でしたけれども、要するに、厚手のビニールシートをそこに敷いているだけなのですね。そして

そこから出てくる汚水については、ちょっと沈殿をさせてペーハーだけ調整して出してしまつ

ます。私もその処理場といふのを見に行つたことが

あります。これはいわゆる無害物を捨てる処

理場でしたけれども、要するに、厚手のビニールシートをそこに敷いているだけなのですね。そして

そこから出てくる汚水については、ちょっと沈殿をさせてペーハーだけ調整して出してしまつ

ます。私もその処理場といふのを見に行つたことが

れているわけでございます。ただ、各事業者に対する申立ては、私ども昨年十二月の産構審の答申を受けまして、自主的な取り組みを求めていたところでございます。以上のような廃棄物の減量化につきましては、既に他の法令で手当でされていることあるいは各事業者において自主的な取り組みがなされているというところから、本法の対象そのものとしては取り扱わていないわけでございますが、先ほど来御説明申し上げておきますように、包装の簡素化ということを通じましてごみを出さないという方向への努力は今後とも続けてまいることは非常に大事であることは委員御指摘のとおりでございます。

○川端委員　そういう意味で、いわゆるごみを再生利用する、再生利用するということとともに減らすということも、ほかの法案にもかかわるわけでございます。

○中尾国務大臣　ただいま政府答弁もいたしましたが、さらにもうちょっとと言及をさせていただき

ますと、今委員が御指摘のように、これはどうしても広範囲にわたってPRの作業も必要なん

じやないのかというようなことから願ひまして、廃棄物の減量化は全国民がこれに取り組まなければならぬ問題である、これはもうまさに御指摘のとおりでございます。そこで昨年の十二月の産業構造審議会の廃棄物処理・再資源化部会の答申におきまして、学校、家庭あるいは職場において廃棄物の減量化あるいは再資源化の考え方方が浸透するよう幅広い意識の啓発こそが極めて大事である、このような趣旨で指摘されているとおりに私どもは考えておるわけでございます。

政府みずからがごみの減量化あるいは再資源化を推進するためには、例えば昨年三月の省エネルギー・省資源対策推進会議等、このそのままの申し合わせといいましょうか、それを受けまして通産省側といたしましても、本年度からは省内で発生する古紙の分別回収に取り組むことなどを考えておるわけでございます。通産省としては、産業構造審議会の答申を踏まえまして、政府がリサイクルをとりまして廃棄物の減量化あるいは再資源化を進めることは国民運動の展開である、このように認識しております。そしてこれは最も重要なと考え、率先垂範してこれに対応するということは実行されている機能というのはあるのでしょうか。

○南政府委員　紙の例についてお答えをいたしましたが、昨年の三月に省エネエネルギー・省資源対策推進会議というのを中央官庁の中で設けまして、それを開催いたしまして申し合わせを行いました。今後中央官庁が率先して再生紙の使用を進めたいこう、あるいは古紙の分別回収を実

施していくこう、さらにまた関係各省が地方公共団体、政府関係機関あるいは民間企業等に対しましてこうした再生紙の使用なり古紙の分別回収の推進を働きかけていくこう、こういう申し合わせを行つましても、今その線に沿つて大いに各省とも努力ををしているところでございます。

○中尾国務大臣

ただいま政府答弁もいたしましたが、さらにもうちょっとと言及をさせていただき

ますと、今委員が御指摘のように、これはどう

しても広範囲にわたってPRの作業も必要なん

じやないのかというようなことから願ひまして、廃棄物の減量化は全国民がこれに取り組まなければならぬ問題である、これはもうまさに御指摘のとおりでございます。そこで昨年の十二月の産業構造審議会の廃棄物処理・再資源化部会の答申におきまして、学校、家庭あるいは職場において廃棄物の減量化あるいは再資源化の考え方方が浸透するよう幅広い意識の啓発こそが極めて大事である、このような趣旨で指摘されているとおりに私どもは考えておるわけでございます。

実際今までの動きでいいますと、やはり外に見えるという意味では、個々のいろいろな民間企業等の方が熱心におやりになつていているのではないかというふうに思います。内々いろいろ御検討もされていることでもございますし、ぜひともに国民の側から見て、なるほどさすがはだな、随分頑張ってやるんだな、見本にしたい、我々もそういうふうに思っています。内々いろいろ御検討もされていることでもございますし、ぜひともに国民の側から見て、なるほどさすがはだな、随分頑張ってやるんだな、見本にしたい、我々もそういうふうにやろうというのが啓発の一一番大事などころではないかというふうに思っています。よろしくお願ひをしておきたいと思います。

そういう中でございますが、今省エネのお話があれましたけれども、昔、省エネが一時期随分叫ばれ出したときに、当時の大平総理が、省エネ

ギー、省資源対策推進会議等、このそのままの

申し合わせといいましょうか、それを受けまして

通産省側といたしましても、本年度からは省内で

発生する古紙の分別回収に取り組むことなどを考

えておるわけでございます。

通産省としては、産

業構造審議会の答申を踏まえまして、政府がリ

サイクルをとりまして廃棄物の減量化あるいは

再資源化を進めることは国民運動の展開である、

このように認識しております。そしてこれは最

も重要なと考え、率先垂範してこれに対応すると

いうことは言うまでもございませんが、広く国民

に向かいまして廃棄物の減量化、再資源化を、

ちょうど私どもがここ最近の省エネエネルギーの問題

を、二月が省エネエネルギー一月間でございますが、そ

れを広くずつと一年にわたってやってきて続けま

せんが、それを行いました。今後中央官庁が率先して再生紙の使

用を進めたいこう、あるいは古紙の分別回収を実

してPRを行つていくことが最も必要であるということも申し上げておきたいと思う次第でございます。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり現状と目標と実績と中身があまねくPRできるようになるほどという姿が見えるようひとつお話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

いろいろなことをやろうということ、これは一つ

はやはり非常に大事なことだと思います。ただ、

リサイクルですから、ぐるっと回らなければ意味

がないというときに、全体的にフローを考え、

法律がこういうふうに構成るべきだというより

は、むしろイメージはあるのでしようけれども、

この部分だけがこの法案になつてているというこ

とに思うのですが、全体的なイメージをこれか

らどういうふうに考えるかということについて、

ひとつお聞かせをいただきたいというふうに思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

棄物にかかる製造業から出てくる部分に関する

ことでも申し上げておきたいと思う次第でございま

す。

○川端委員　ぜひともに国民の範たる活動をお願

いをしたいと思うのですが、そのときに、やはり

現状と目標と実績と中身があまねくPRできるよ

うになるほどという姿が見えるようひとつお

話しをしたいな、御要望申し上げておきたいと思

います。

○岡松政府委員　再生資源につきましても、廃

川端康成の「雪国」

川端委員ち」と質問が悪かったかもしれません。せんが、それはよくわかっているのですが、そういう言い分でいくと、要するにごみとなる可能性のある物を出すときの話としていろいろ押さえられた、これはそれで意義のあることだ、結構なことだと私は思います。

しかし、流れなければいけないという部分で、

実際に今の現実はそこから消費者に渡り、また戻っていくというところに関して非常に大きな役割を担っているのが自治体であり、それから消費者であるということに関しては、責務規定はあるのですけれども、個別の問題としての部分では、今のこの法案では仕組みとしては基本的には触れないと、形になっていると思うのですね。そういう意味で、具体的にお同いをしますと、

例えば一般的の消費者がそういうものを再生利用するのに協力をしようとするランティア活動をしておられる方がいっぱいおられるわけです。そういう部分に関して法的に国としてバックアップをするということだが、これからどうしても不可欠になる。結局そこが陰路になってしまふ。現実には今一生懸命集める。そうすると、その集めた物を置く場所がない。何とか努力して集めてそれを置くと、だれも取りに来てくれない。そんなことで、かえつて苦情を言われる。そんなことだつたら、もうやめた方がいい。これの背景には、一つにはやはり経済性で動いている部分に任せているということがやはり大きな問題ではないか。先ほども御議論がありましたけれども、一生懸命古紙をボランティアで集めて回る、そうするときに置き場所がないというので随分苦労されるのですが、置き場所を見つけてそれを引き取つてくださいといふときに、引き取り業者は、そんなものはこのごろはもうペイしないから引き取りにも行きませんといふことで、野ざらしになる。結局はごみをそんなところへ置かれたら困るということになつて、何のことはない、市役所が来て焼却するごみになつてしまつというふうなところがやはりネット

になつてゐることは事実なんですね。

そういうやりサイクルというのを考えるのであれば、その部分をどういう仕組みで流れるようになるのか。一つの経済的な仕組みが今ある。回収業者に任してしまって、値段の高いときは取りに来ますけれども、値段の低いときは取らない。現に最近ではちり紙交換の車はほとんど見かけないのが現実だと思うのですね。そういう意味で、その部分に地方自治体とボランティアの部分を含めて、いわゆる回収資源の置き場であるとか輸送システム、それから処理する設備というふうなインフラに関して、どういう手だてをするのかということは、ただガイドラインでこういうふうにあるべきだという話とは私は違うのではないか。そこに関して、これから問題かもしませんが、どういうふうに考えて、やしらのドミンゴト

いただきたいと思います。

○岡松政府委員　先生お尋ねのとおり、ボランティア活動をしている人たちを支援していくような全体会としてのシステムづくりが重要だということはそのとおりでございまして、この再生資源の利用を促進していくためには、広く一般消費者からの協力を得ながら進めていくことが大事であろうというふうに思つておるわけでございます。当省といたしましても、国や関係団体が行う再生資源の利用の促進を図るために普及啓蒙活動等を行つておるわけですが、これらに当たりまして、自主的な市民、消費者団体の活動を十分に念頭に置きながら、必要に応じて提携を図るようにしてまいりたいと思っております。

また、場所をどうするかというお話をございましたが、やはりこれを促進していくためにはさまたな具体的な助成が要するというふうに考えておりまして、各種の再生資源化機器設備の導入、整備が行われるということも大事でございまして、これらに対しまして税制、金融、財政上の支援措置を講じてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○川端委員　この部分が仕組みとしてうまく機能

しないと、幾らつくった人がどんどんいろいろマークを入れてやりましても、結局はみんな集めて燃やすか埋めるか捨てるかするというふうな仕組みしかできないということで、今おっしゃいましたけれども、産業構造の終わりの方にも「消費者への提案」ということでこうある。こういうことで分別しましようといううがごみの某団回収に参加しましよう云々というのを一生懸命協力しても、最後は市役所の車がまとめて持つていて燃やすだけだということになつてはいけない。しかし、現実にはやはりそういう要素が随分あると思います。そういう意味で、これは非常にきめ細かい問題であります。税制云々ということと同時に、やはり自治体に対する助成といふものをこれからきめ細かく考えていくいただきたい。そのことと特に御要請をしておきたいというふうに思いま

自治体に對してといふ部分で具體的に何かお聞かせいたくよなことがござりますでしょか、今の観点に聞かせては。

○岡松 政府委員 御指摘のように、リサイクルを進めいくためには、最終的には再生資源の利用が進む、すなわち再生資源に対する需要がついてくるということが大事であろうというふうに考えておるわけでございまして、この利用を促進していくということを國らなければならぬと思っておるわけでございます。これらは經濟活動全体の中で再生資源の利用が進むようにしていく、そのような環境づくりをしていくことが基本的には大事なことであるというふうに思つておりますとして、本法の施行を通じましてそのような環境づくりをし、需要を喚起し、それによつて再生資源の回収がまた進んでくるという体系づくりをしてまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

○川端 委員 まあいいですけれども、自治体に助成ということを聞いたのですが、ちょっと違つたかと思ひます。

それで、今のお話で、サイクルをつくつていか

分に、そういう需要を喚起していく。例えば古紙の混入率をふやすとかいうことで再生紙の需要がふえるというふうなことでそのサイクルをつくることは一つの考え方かもしれません。しかし、それはかなり経済原則に任せることになってしまふことがあります。一つは資源を買う、買い取り回収業者がペイしなかつたら取りには来ない、こういう部分で、やはり別に再生資源の市場というのを相場と関係ない部分で政府で何かくることをむしろ考えないと機能しないのではないかというふうにも思います。同時に、経済性ということで任せてしまうとほとんど動かないだろう。例えば今、再生紙をみんな使いましょう、恐らくここにおられる方とかもたくさん、この名刺は再生紙を利用してますとかこの紙は再生紙をというのがあります。しかし、普通の紙より再生紙の方が高いのですね。これはどういうふうにお考えですか。

結局これは、再生紙というものの市場が先ほどありましたように値段が随分下がってしまった。いわゆる需給バランスの観点でいいますと、それからコストの観点でいえば、再生紙を使うというメリットは経済性上基本的にほとんどないのですね。そういう意味でどんどん値段が下がる、現に下がっている。そういう意味で僕は、市場メカニズムに任せた中で再生紙がどんどんサイクルできるという仕組みは今のベースにはないのではないか。それを変えて、一方で需要喚起としてみんなが高いお金を出してでも再生紙を使うことで回収しようというのではなくたして理屈に合うのかなというのが疑問に思うわけですけれども、そこにメスを入れた仕組みを何かつくらないとこれはうまくいかないのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

おりまして、また、地元住民にとつても大変身近な存在であるわけでございますので、住民意識の啓発等に当たつて重要な役割を担つていただくとともに、自治体が再生資源の利用を促進するためにはさまざまな政策を講じてまいりたいと思っております。次第でござります。

すが、確かに御指摘がありましたように再生紙についてでは従来一般紙よりもやや割高だということはあるわけでござりますが、経済原則だけにめどねていたのでは十分成果が上げられないということから、この法律により強力に再生資源の利用を推進するということによりまして再生資源の活用を図つてしまいりたいというのが本法を制定するねらいであるわけでござります。そういう形でまた運用もしてまいりたいと考えております。

○川端委員 時間が参りました。とにかく一步前進しながら考えていかなければいけない問題がいっぱいあるというふうに思います。また我々も勉強していくたいと思いますし、通産省におかれましても大臣におかれましてもなお一層の御努力をお願い申し上げて、終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○奥田委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時四十三分開議

○奥田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

賀県在籍行にかにまつて和田良元は
の日田(更)委員として去るは、二の井窪山に坐す。

○和田(貞)委員 本法案はこの法案だけをとめてみるが、これは通産行政としてかつてなハ極め

て前向きの提案であるというように評価するわけ

ですが、いわゆる「三三法」と言われたこの法律案

を通産省でつくるに至った過程で、どうも率直に

言つて、廃掃法の改正案がまだ出てきておりませ

んか、厚生省所管の廃掃法の改正案が後退をして、そしてその中で通産省のこのリサイクル法が生まれ

第一類第九号 商工委員会議録第七号 平成三年三月六日

○岡松政府委員　まず特定業種でございますが、現在考えておりますのは、産業構造審議会の答申にございましたところによりまして、紙・パルプ・製造業及びガラス瓶製造業等を念頭に置いております。次に第一種指定製品でございますが、これにつきましては、同じく答申に取り上げられております大型家電製品・自動車・ガラス瓶等を念頭に置いております。次に第二種指定製品でございますが、これにつきましては、同じく答申に取り上げられておりますアルミ缶及びスチール缶を念頭に置いております。最後に、指定副産物でございますが、ここでも答申で取り上げられております鉄鋼スラグを念頭に置いているということです。

○和田(貞)委員　第六条の「国は、再生資源の利用」云々という条文並びに第六条の二についてでございますが、先ほど連合審査の中で、環境庁長官並びに渡辺局長が、この第六条でうたわれておる「必要な資金の確保その他の措置」ということは、この再生資源を利用させるためにボランティアの活動は、それぞれ市民団体等々でやっておられるが、これらに対するところの支援の資金であるという、そういう答弁が先ほどなされたわけですが、通産省としてもそのように御確認いただけるわけですね。

○合田政府委員　ボランティア活動によります再生資源の利用促進のための措置等は、国としても非常に必要であるというふうに考えておりますので、それに必要な資金の確保その他の措置をこの条文に基づいて講ずるよう努めてまいらねばならないというふうに考えております。

○和田(貞)委員　なお、六条の二の条文の中で、

○和田(貞)委員　六条第二項におきます物品調達に当たつての「必要な考慮」という意味をひとつ説明しておいていただきたいと思います。

○合田政府委員　六条第二項におきます物品調達の資源の利用に当たつてはいろいろ関係者がござりますが、そのうちの責務について規定をしたものでございます。具体的に申し上げますと、国のお品の調達に当たつて再生紙、つまり古紙を利用した製品でございますが、そういうものを使用すること等を念頭に置いているものでございます。

(委員長退席、高村委員長代理着席)

○和田(貞)委員　そこで、この十二条、十五条、二十三条における勧告、公表の対象として一定規模以上の事業者を考えておられるわけですが、これはもちろん「政令に定める」の中に入るわけですが、これはこれは一体どの程度の事業者を対象にしようと思っているのか、この機会に明らかにしておいていただきたいと思います。

○合田政府委員　お尋ねになりましたように、本法では十二条の特定業種の関係、それから十五条の第一種指定製品、二十一条の指定副産物に関係する事業者につきまして勧告、公表等の対象となりますのは、政令で定める一定規模以上の者に限定をいたしております。この趣旨は、こういう措置によりまして零細事業者に過度の負担が不当に課されることのないようにするためのものでござります。具体的にどの程度の規模を政令で定めるかということにつきましては、この法律の施行時までに検討をいたすことになるわけでござりますが、おのとの事業の経営の実態でござりますとかあるいは勧告等の対象となります事業者の範囲等を総合的に判断をいたしまして、対象となる事業ごとに決めていくことになるものと考えております。

○和田(貞)委員　例えば中小企業基本法でうたわれているところの中小企業の規定、これは何かの基準になりますか。

○和田(貞)委員　六条第二項におきます物品調達に当たつての「必要な考慮」という意味をひとつ説明しておいていただきたいと思います。

○合田政府委員　六条第二項におきます物品調達の資源の利用に当たつてはいろいろ関係者がござりますが、そのうちの責務について規定をしたものでございます。具体的に申し上げますと、国のお品の調達に当たつて再生紙、つまり古紙を利用した製品でございますが、そういうものを使用すること等を念頭に置いているものでございます。

(委員長退席、高村委員長代理着席)

○和田(貞)委員　そこで、この十二条、十五条、二十三条における勧告、公表の対象として一定規模以上の事業者を考えておられるわけですが、これはもちろん「政令に定める」の中に入るわけですが、これはこれは一体どの程度の事業者を対象にしようと思つてはいるのか、この機会に明らかにしておいでいただきたいと思います。

○合田政府委員　お尋ねになりましたように、本法では十二条の特定業種の関係、それから十五条の第一種指定製品、二十一条の指定副産物に関係する事業者につきまして勧告、公表等の対象となりますのは、政令で定める一定規模以上の者に限定をいたしております。この趣旨は、こういう措置によりまして零細事業者に過度の負担が不当に課されることのないようにするためのものでござります。具体的にどの程度の規模を政令で定めるかということにつきましては、この法律の施行時までに検討をいたすことになるわけでござりますが、おのとの事業の経営の実態でござりますとかあるいは勧告等の対象となります事業者の範囲等を総合的に判断をいたしまして、対象となる事業ごとに決めていくことになるものと考えております。

○和田(貞)委員　例えば中小企業基本法でうたわれているところの中小企業の規定、これは何かの基準になりますか。

○合田政府委員 例えは、十二条の冒頭を見て、ただきたいわけでございますが、主務大臣は、特定事業者であつて、その製造に係る製品の生産量でござりますとか、あるいは建設工事の場合でござりますと施工金額が政令で定める要件に該当するものについて云々という書き方になつておりますので、中小企業基本法で定められておりますのは、資本金でござりますとか従業員の規模で一定以下のものを中小企業と規定をいたしておるわけでございますが、これは、それとは別途の角度から、先ほど申し上げましたように、その事業の経営の実態とかあるいは勧告等の対象となります事業者の範囲等から総合的に判断をして定めてまいりたいふうに考えております。

○和田(貞)委員 くどいようでございますが、この一定規模以上という、一定規模というのは比較的大きな企業を指しておるのか、小さな企業を指しておるのか、その点だけひとつお答え願いたい。

○合田政府委員 励告、公表等の措置によりまして、零細事業者に過度の負担が課されることのないような配慮から一定の規模を考えてまいりたいことでございます。

○和田(貞)委員 できるだけひとつ小さな企業を基準に置いてやらないと、大きな企業をそれ以上ということになりますと、どうもこの法律の趣旨にそぐわない点が出てくると思いますので、その点は十分ひとつ政令づくりの際に考慮してもらいたいと思います。

なお、十一条、十二条、十四条、十五条、二十二条でのいわゆる政令づくりあるいは判断基準づくり、あるいは十七条に言うところの表示事項、遵守事項、それらをつくる際に通産省としては、先ほども議論されておりましたが、環境保全といふ立場に立つて環境庁長官の意見を聞く、そういう方針の中に、法文で申しますと三条の二項になりお考え方があるかどうかということをこの機会にお聞かせ願いたいと思います。

○岡松政府委員 環境庁長官が参加いたしまして基本方針を定めるわけでございますが、この基本方針の中に、法文で申しますと三条の二項になり

ますが、「環境の保全に資するものとしての再生資源の利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項」を記載することになつてゐるわけでございますが、この基本方針を定めるに当たりましては、環境庁長官を主務大臣として参加をしていただくなつてございます。この基本方針にのつとりまして特定農種判断の基準を定めてまいりますので、この判断基準を定めるに当たりましては、それぞれの産業を熟知いたしました事業所管大臣が定めていくということを考えております。

○和田(眞)委員 環境庁長官の意見を聞かない、こういうことですね。

○岡松政府委員 環境庁長官の意見は基本方針の中に反映されておりまして、その基本方針にのつて定めていくということでございまして、個別の判断基準を定めるときには環境庁長官の意見を聞くという形にはなつております。

○和田(眞)委員 時間がありませんので次に進みますが、先ほど来より議論されておりますように、やはりそれぞれの個別の判断基準をつくる際にも、環境保全といふ立場に立つならば環境庁長官の意見を聞くということが、せっかく新しい法律をつくるわけでございますのでその方がいいのではないかというのが私たちの意見でございまして、ひとつ参考にしてもらいたいと思います。

次に、先ほど六条の質問で、ボランティア活動等に対するところの支援が、この六条で言うところの「必要な資金」もそれに充てるというふうな御答弁いただいたわけでございますが、私は、この再生資源を確保するためにどうしても受け皿づくりというのが必要じやなかろうかと思うのですがあります。それがなければ、これも先ほどから議論をされておりましたように、再生資源というのはなかなか回収するに当たって、回収に当たられるこの事業者の方々がそんなに喜んでやられる事業でもないし、生活の糧ということにならうともそんなにもうけがいいという事業でもない。むしろ事業者が減っていくという傾向にあるわけでありますから、どうしてもこの再生資源が相場に

よって左右され、せっかくこの法律ができるまでも受け皿づくりがないためにそれがごみの流れに、じんあいの方に流れていくということが考られるわけです。この法律ができる再生資源が埋められる在よりも、紙にいたしましても鉄くすにいたしましてもその他のにいたしましても、より量がふえるといふことが、またそのための法律でありますから、ふえることが予想されるわけです。そのふえた量が、相場によって回収が左右されるわけでありますから、事によってそれがごみの方にずっと流れいくことがありますと、これが末端の自治体の処理機構、処理施設、処分場、それが今までこそ限界に来ておるからこの法律もできてきたにもかかわらず、自治体に對してそれ以上の迷惑をかけるということになることを非常に憂うわけであります。

の発展が図られてくるということを考えておるわけでございます。そのような良好な事業環境をもたらすようにするのが本法のねらいといいますか、効果であるわけでございます。

具体的にまた個別の業種に沿つて申し上げますと、古紙回収業につきましては、既に事業用施設の事業所税の免除等の措置が講ぜられておるところでございまして、またこれに加えまして、来年度から廃棄物の再生処理用設備の特別償却制度の対象として新たに金属製の回収設備等を追加することいたしております。また、これらを通じて円滑な再生資源の利用の促進が図られるよう必要な措置を講じてまいりたいというふうに思つておるわけでございまして、今後とも再資源化事業者等の発展と再生資源の利用の促進と双方が円滑に行われるよう图つてまいりたいと思っております。次第でござります。

○和田(貞)委員 今申し上げておりますストックをする場所の確保というのがなければ、いかに言われたところで、せっかく回収してきてそれを今直ちに引き取らすためには、手間賃も出ない、幾ら税金等々言われたところで、それ以上に回収できても相場の値下がりによって出すことさえもできないといった場合に、一定の時期まで保管をしておくという場所がなければどうにもいかぬわけなんですね。

環境庁、来ておられると思いますが、環境庁の方の法律を出すことにならなかつたわけでございますけれども、当初あなたの方で考えておった中には私が今申し上げておりますストックの場所、自治体にリサイクルセンターを資金援助のもとにつくらせていくというようなことを考えておつたかに仄聞するわけでございます。環境庁からお答え願いたい。

○畠谷川説明員 御説明いたしました。

ただいま御指摘ありましたような考え方というのは、私どもが府内に設けました検討会の中での御議論にはそういうのがありましたけれども、最終的にはそういうこと、同じような目的のために

税制上の優遇措置を講ずるというようなことが重視ではないかと考えまして、関係省庁とともに働きかけまして、平成三年度の税制改正で都市部の再生資源業者について特別土地保有税の非課税措置を講じるというような見込みが現在立っております。具体的に申し上げますと、現在検討中の廃棄物処理法の改正案の中でも、廃棄物再生業者の登録制度を検討中でございますけれども、これとあわせましてこういったことが講じられるというふうに聞いております。こういった措置によりまして再生資源業者の経営基盤の強化が図られるのではないかと考えております。先生御指摘のようないかん点につきましては——税制上の措置としては考えておりました。

○和田(高)委員 そうじやない、税制上の措置じゃないよ、リサイクルセンターをあなたの方は考えていたでしようと言つておるわけだ。

○長谷川説明員 御説明いたしますと、私どもは検討会で御議論があつた時点におきまして確かにそのようなことを内部で検討しておりますが、最終的には今申し上げましたようなことで経営基盤の強化を図ることが適切だと思っております。

○和田(高)委員 もう環境庁は当てにしません。極めて消極的です、先ほどの連合審査の中でも、あなた方は少なくともその案が出れば、今度のこの通産の法案の中にそのことがなければ、このことがある方がいいというくらいの答弁をするのが当たり前じゃないですか。そういうことだかららもう環境庁は当てにならぬのです。これ以上環境庁には言わぬけれども。

しかし通産省、今最終的にそのような法案が出なかつたためにこれが生かされておりませんが、少なくとも環境庁ではこのリサイクルセンター、ストックする場所というものがなければ、せつなかう法律をつくつてリサイクル化さうと思つても、再生資源を保管する場所がないためにこの方に流れいくというところから議論されたわけなんです。せつかく法律つくるのですから、少くとも自治体に対し支援活動を行つて、こ

が再生資源化していくように、ぜひともこれは、当初この中に考えておらなくとも、近い将来にそのことを含めてやらないとこの法律の趣旨といふのは生きてこないわけなんですね。その点、大臣、ひとつ前向きでお答えいただきたいと思います。

○中尾国務大臣　和田委員の先ほどからおっしゃつておることは、まさに前向きの質問でござりますから、私どもそれに対応するべく全力を投球して考えていただきたいと思つております。

○和田(眞)委員　ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思つわけでございます。

さらには、リサイクル業者、回収業者にただ税金の面だけで優遇する、そういう対象者じゃないわけです。先ほどそれぞれの委員が申されたように、回収業者というのは税制の面で優遇されても恩恵をこうむらないという立場に置かれている事業者ばかりなんですよ。だから、回収ということ、再生資源化していくということ、このことに熱意を持つならば、私は後で一、二の例を挙げますけれども、ただこの古紙を回収するあるいは鉄くずを回収するというそういう回収業者だけではなくて、例えば、これは農水の関係でございますが、魚のあらを集めてこれを飼料に再生資源化していくいうという回収業者もあるわけです。あるいは、お豆腐をつくった残りかす、おからですね、これは從来比較的都市の近郊に肉牛とか乳牛とか割に飼育しておった農家があつたわけです。ところが、だんだんと遠隔の地に場所を移していくために、都市の中でつくられるお豆腐屋さん、これらのお豆腐屋さんというのは極めて小規模な事業者ですね、そしてできたおからを捨てる場所がない。生ごみとして自治体の焼却場が受け取つてくれないのである。どうするかというと、埋立地に使つておるのです。そうすると、それが腐敗をする、悪臭を放つ、そして悪臭を放つだけでなく埋め立てた土地がおからが入つておるためにがたがたになるというようなことで、非常に迷惑をこうむるというような結果を生んでいるわけですね。ある

いはお魚のあらも、お魚を解体するお魚屋さんと一緒に引ひき取ってくれないから川に捨てるあるいは山間部に捨てている節もあるというようなことが現実に起きているわけですね。あるいは、食堂の残飯、レストランの残飯、これも從来は養豚場があつたためにこれが飼料として活用されておつたけれども、これは現在ない。

そうすると、この残飯を回収する回収業者、魚のあらを回収する業者あるいは豆腐のおからを集め回収業者というのはあるわけです。排出する業者が極めて小さい。そして集めてもこれが商売にならぬ。そうすると、再生資源化のために、そういう回収業者に資金的な援助をしてやらないと成り立つていかぬわけでしょう。だから、どうしても資金援助をしてやる必要があると思うのですよ。例えば、お魚のあらを集めている大阪の業者が協同組合をつくりました。そして今生懸命やつてくれているだけれども、今申し上げているように、なかなか商売にならぬのですよ。ところが大阪府下では、お魚のあらを回収して、そして飼料に再生資源化していくのは全国一なんですよ。それだけ業者も努力しているわけですから、ぜひともこれらについて資金的な援助ということを考ええてやらないと、せっかくの法律が生きてこないということになるわけでございますので、この点ひとつ前向きな答弁をこれまでぜひとも大臣、してもらいたいと思います。

す。さらに製造されます飼料なり肥料の価格が不安定であるというような事情にあるわけでございます。そこで、そういう点で魚のあらの処理が困難な状況になつてまいっているわけでございます。このため、従来から卸売市場における魚のあらの処理施設への助成措置、主要産地を対象とする水産廃棄物処理施設への助成措置を行つてまいったわけでございますが、さらに加えまして、平成三年度からは、新たに鮮魚小売店等から廃棄されます魚のあらの共同処理施設に対する助成、卸売市場における魚のあらの再利用を図るために市場廃棄物高度利用施設に対する助成等を行うこととしているところでございます。

○和田(貞)委員 厚生大臣、農水大臣にひとつ言うでござい。

それからつけ加えて、先ほど例を挙げなかつたけれども、てんぷら油等の廃食用油、これの処理の回収もやはり同じことです。十分な補助金等の対象にしてやつて遺憾のないようにしてやってほしいと思います。

ついでに、大臣、厚生省関係の医療廃棄物は、これまで今の農水関係とちょっと違いまして、注射針とか注射の容器とか極めて危険度を伴うわけであります。これがまたまた大阪で、電炉の中の中小の鉄鋼業者が、注射針を初めとした医療廃棄物を再生資源化、というても、小さなものですからわざかであつてもそれは再資源化になつていきますが、それとあわせて汚染物の処理にもなるわけですね。これはある鉄鋼業者が考えついてくれるわけです。これは非常に頗つたりかなつたり。ところが、注射針を病院や診療所で集めていつても引き合つような手段で、鉄鋼業者は引き取らぬでしょう。これもやはり、その回収業者というのは非常に難しいわけなんです。したがつて、これは再生資源化のためとあわせて、この医療廃棄物は感染性のあるものでございますから、それも一緒に処分をするという意味でございますので、これはぜひともこれらの回収業者に対するところの資金的支援といふこともあわせて考えていただきたい

ということをお願いしたいと思うわけでございますのは、厚生省所管のいわゆる廃掃法の改正案が検討中でございますが、まだ閣法として出てきておらないわけでござい。これが出てくるということになりますと、協力をするということに変わってきたわけでございまますので、第三セクターとしての処分センター、処理センターをつくるという構想らしいのであります。

○和田(貞)委員

ところが、本来一般廃棄物の処理処分というのは自治体によるところの市町村の固有の事務になつてゐるわけですね。したがいまして、一般廃棄物の焼却場、処分場ということになりますと自治体と企業が、いわゆる自動車であるとか電化用品であるとかという処理困難な廃棄物、これが当初企業で引き取るということが、金を出して協力をするということに変わってきたわけでございまますので、第三セクターとしての処分センター、処理センターをつくるという構想らしいのであります。

ところが、本来一般廃棄物の処理処分というのは自治体によるところの市町村の固有の事務になつてゐるわけですね。したがいまして、一般廃棄物の焼却場、処分場ということになりますと自治体の方から補助金があるわけですが、産業廃棄物がこれに伴うために、一般廃棄物と一緒に処理されても自治省の資金的な助成の対象にならなくなつてしまふわけです。そうすると、本来自治体の事業がいつの間にやらそうでなくなつていくような可能性になりかちでありますので、もしもそういふことであるならば、この第三セクターでつくる処理センターというのは産業廃棄物だけに限るというようになります。さもなくば、この第三セクター等について現在検討を行つていてあるところでございます。

それから、産業廃棄物の処理につきましては県と市町村とで一部事務組合をつくつて処理するといふようなことはいかがかというお話をございました。それも一つのお考え方かと思ひますけれども、私ども産業廃棄物処理につきましては基本的には事業者処理原則といふものを十分に踏まえて対処する必要があることを十分に踏まえて対処するといふようなことはいかがかといふお話をございました。

そこで、実際に産業廃棄物につきまして県と市町村が一部事務組合等の共同処理をするかどうかにつきましては、あくまでも事業者処理原則を踏まえつつ県や市町村の自主的判断におきまして地域の実情に即して判断されるべき問題である、こういうように考へております。

○和田(貞)委員 時間が来ましたのでやめますが、ひとつ厚生省、先ほどから農水とあるいは通常と違つて、あなたの方の場合は産業廃棄物のうちの医療廃棄物の、いま一点の答弁極めて後退的な、消極的なあれですね。これは農水だとか通産のように前向きになつて、回収業者に同じ法律でござります。

○三木説明員 先生御指摘の一点につきまして御説明をさせていただきたいと思いますが、まず第一点の医療廃棄物の処理の問題でござりますが、これは廃棄物処理全般にわたります基本的な考え方をいたしまして、産業廃棄物につきましてはやはりその排出事業者の責任ということが大前提にあるわけでございます。したがいまして、こ

れといった観点からは、費用の負担についてはやはり排出事業者が負担すべきものである、こういうふうな考え方でおりまして、したがいまして国庫補助をするということはなかなか困難ではないか

ずお聞かせ願いたいと思います。

○岩崎説明員

お尋ねでございますが、現在厚生省におきまして廃掃法の一部改正案が検討中でございますが、私どもが説明を承る限りにおきま

しては、例え公害防止事業団等々の政府系の金

融機関からの融資というような道も現在残されております。

それから第二点目の、現在、廃棄物処理法で第

三セクターをつくりまして廃棄物の処理を行つておるところでございます。

それで、産業廃棄物の処理を中心とした考え方で、あわせて、個々の市町村ではなかなか処理が難しい、一つは技術的に、あるいは量的にも個々の市町村では極めて量が少ないので、そついたような現実がござります。それ

で、かなり高度な技術あるいは経済的合理性を持ちながらやらなければならないというようなもの

ございます。

二点目は、これは今自治省と話がありましたが、一つの市町村では難しいから、だから第三セクターではなくて、県も入つて複数の市町村

が集まつて事務組合をつくつて、そして産業廃棄物もあるいは一般廃棄物も一緒に処理するような

処理センターをつくる方が望ましいのではない
か。これは本来の自治体の固有事務である廃掃法
に基づくところのごみの焼却処分、処理、この事
務を損なうということにならないから、同じセン
ターをつくるのならばそういう形ですべきではな
いかというが、大臣、私の意見であります。
したがつて、ひとつせひともそのことを踏まえ
て御検討いただきたいと思いますが、この法律の
施行に当たりまして、せつかくの法律でございま
すので、環境の保全というものを十分に念頭に置
きながら、リサイクル化しようと思つてつくった
法律が、かえつてごみが川に流れいく量があふ
ていて自治体が困る、困らすということのない
よう積極的にひとつ運営をしてもらいたいとい
うこと最後に申し上げたいわけでございます。
その点の決意だけをひとつ大臣の方で述べていただきま
して、終わりたいと思います。

○中尾国務大臣 和田委員、先ほどから大変に参

考になる意見を賜りまして、ありがたく拝聴させ

ていただきました。

二点ございまして、一つは何はともあれ、環境

の破壊をしてはならない、環境をきちっとしろと

いふことから始めていくと、いう主体性を失つては

いかぬ、これが認識の一点。

それから経済要素もございますが、エネルギー

一源、その他代替エネルギー、いろいろとござ

りますけれども、それも当然のことながら並立両

輪、輪のごとくやるべきことではござりますが、

ともかく基本的理念というものは先ほど委員の中

提議が廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資す

るものであるとの認識に立ち、特に次の諸点につ

き適切な措置を構すべきである。

一、再生資源の利用を促進するためには、消費者

を含めた広範な関係者の協力が必要であること

にかんがみ、基本方針にその趣旨を明確にする

とともに国民の理解を深めるよう積極的な指導

に努めること。

二、特定業種、指定製品、指定副産物の指定につ

いては、それぞれの固有の事情にも配慮しつつ、

可能な限り広範囲に行うとともに、判断基準に

ついては、事業者の一層の努力を促すものとな

るよう定めること。

管ではございませんけれども、特に私も責任を持つ

てこの七省の主務大臣それぞれにもよくお伝えさ

せていただきたいと思っておる次第でございま

す。ありがとうございました。

○和田(貞)委員 終わります。

○奥田委員長 これにて本案に対する質疑は終了

いたしました。

○奥田委員長 これより討論に入る必要があります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決

に入ります。

再生資源の利用の促進に関する法律案について

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過

及び案文によつて御理解いただけるものと存じま

すので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

以上であります。

〔報告書は附録に掲載〕

三、再生資源の発生及び利用の状況等に関する情
報の収集・提供に努めるとともに、再生資源の
利用の促進についての国民の自主的な努力に対
し、積極的な支援を行うこと。

四、環境の保全に万全を期する観点から、本法及
び廃棄物の適切な処理・処分のための施策を関
係行政機関の連携を密にしながら総合的かつ効
果的に実施するとともに、今後良好な生活環境
の確保に必要と思われる諸施策の充実強化に引
き続き努めること。

以上であります。

項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項第一項の次に次の「一項」を加える。

前項の場合において、当該事業者が次のいずれかに該当するときは、同項中「百分の六」とあるのは「百分の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」とする。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が三千円以下のに属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 前項の場合において、新法第七条の「第一項(新法第八条の三において準用する場合を含む。以下同じ。)」に定める業種ごとに政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営む個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第五条第二項中「当該事業者が」とあるのは「当該事業者(以下この条において同じ。)」に改める。

第六条の二第一項中「に対し、第七条の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

(附則)
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始された行為について適用し、施行日前に既になくなつてゐる行為については、なお従前の例による。

3 新法の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。この場合において、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間を実行期間とみなす。

4 前項の場合において、新法第七条の「第一項(新法第八条の三において準用する場合を含む。以下同じ。)」に定める業種ごとに政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営む個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

5 第七条の二第一項中「百分の三(製造業については百分の四、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むものについては百分の一とする。)」を乗じて得た額の二分の一を「百分の十を乗じて得た額(その額が当該行為により当該事業者が不当に得た利益の額を上回ると認められる場合にあつては、当該不當に得た利益の額)」に改める。

6 第八条の三中「事業者が」を「事業者(以下この条において「事業者団体が」と「事業者団体が」を「事業者団体が」と改める。

7 第十八条の二第一項中「いつ。以下この条において」を「いつ。以下」に改め、第四章の二中同条の次に次の「一条」を加える。

第八条の三 公正取引委員会は、主要事業者から前条第一項の報告を受けた場合において、同項の価格の引上げが一般消費者又は関連事業者の利益を不当に害していると認めるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該主要事業者に対し当該報告に係る商品又は役務の原価について報告を求め、これを公表することができる。

8 公正取引委員会は、前項の規定により原価を公表する場合には、前条第一項の規定により報告を求めた価格の引上げの理由を併せて公表しなければならない。

9 第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第四十四条第一項中「第十八条の二第一項」の下に「又は第十八条の三第一項」を加える。

10 第十八条の三第一項の規定による処分に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、当該事業者につき当該審決で認定された課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金に係る違反行為があつたものと推定する。

11 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十二条」に改め、同号を同条第二号とする。

12 第九十二条の三に改め、同号を同条第十号とする。

13 第九十二条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「一号」を加え、同条を第九十二条の四とする。

14 第四十八条の二第六項中「第十九条」を「第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第八十四条の二第二項及び第九十六条の二第一項」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

15 第四十九条の二第一項中「五百円以下」を「五百円以上」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

16 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

17 第十九条の規定に違反した者

出

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

第七条の二第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十

四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のよ

うに加える。

18 同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

19 第八十四条の次に次の「一条」を加える。

20 第八十四条の二 事業者につき第三条又は第十九条の規定に違反する行為があつた旨の第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条の規定による審決が確定したときは、第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟においては、当該事業者につき当該審決で認定された違反行為があつたものと推定する。

21 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十二条」に改め、同号を同条第二号とする。

22 第九十二条の三に改め、同号を同条第十号とする。

23 第九十二条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「一号」を加え、同条を第九十二条の四とする。

24 第四十四条第一項中「五百円以下」を「五百円以上」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

25 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

26 第十九条の規定に違反した者

による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四条第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十

四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のよ

うに加える。

27 同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

28 第八十四条の次に次の「一条」を加える。

29 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十二条」に改め、同号を同条第二号とする。

30 第九十二条の三に改め、同号を同条第十号とする。

31 第九十二条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「一号」を加え、同条を第九十二条の四とする。

32 第四十四条第一項中「五百円以下」を「五百円以上」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

33 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

34 第十九条の規定に違反した者

による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四条第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十

四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のよ

うに加える。

35 同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

36 第八十四条の次に次の「一条」を加える。

37 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十二条」に改め、同号を同条第二号とする。

38 第九十二条の三に改め、同号を同条第十号とする。

39 第九十二条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「一号」を加え、同条を第九十二条の四とする。

40 第四十四条第一項中「五百円以下」を「五百円以上」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

41 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

42 第十九条の規定に違反した者

による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四条第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十

四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のよ

うに加える。

43 同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

44 第八十四条の次に次の「一条」を加える。

45 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十二条」に改め、同号を同条第二号とする。

46 第九十二条の三に改め、同号を同条第十号とする。

47 第九十二条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「一号」を加え、同条を第九十二条の四とする。

48 第四十四条第一項中「五百円以下」を「五百円以上」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

49 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

50 第十九条の規定に違反した者

による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四条第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十

四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のよ

うに加える。

51 同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

52 第八十四条の次に次の「一条」を加える。

53 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十二条」に改め、同号を同条第二号とする。

54 第九十二条の三に改め、同号を同条第十号とする。

55 第九十二条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「一号」を加え、同条を第九十二条の四とする。

56 第四十四条第一項中「五百円以下」を「五百円以上」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

57 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

58 第十九条の規定に違反した者

による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四条第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十

四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のよ

うに加える。

59 同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

60 第八十四条の次に次の「一条」を加える。

61 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十二条」に改め、同号を同条第二号とする。

62 第九十二条の三に改め、同号を同条第十号とする。

63 第九十二条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「一号」を加え、同条を第九十二条の四とする。

64 第四十四条第一項中「五百円以下」を「五百円以上」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

65 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

66 第十九条の規定に違反した者

による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四条第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十

四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のよ

うに加える。

67 同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

68 第八十四条の次に次の「一条」を加える。

69 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十二条」に改め、同号を同条第二号とする。

70 第九十二条の三に改め、同号を同条第十号とする。

71 第九十二条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「一号」を加え、同条を第九十二条の四とする。

72 第四十四条第一項中「五百円以下」を「五百円以上」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

73 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

74 第十九条の規定に違反した者

による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四条第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十

四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のよ

うに加える。

75 同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

76 第八十四条の次に次の「一条」を加える。

77 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十二条」に改め、同号を同条第二号とする。

78 第九十二条の三に改め、同号を同条第十号とする。

79 第九十二条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「一号」を加え、同条を第九十二条の四とする。

80 第四十四条第一項中「五百円以下」を「五百円以上」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

81 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

82 第十九条の規定に違反した者

による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四条第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十

四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のよ

うに加える。

83 同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

84 第八十四条の次に次の「一条」を加える。

85 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十二条」に改め、同号を同条第二号とする。

86 第九十二条の三に改め、同号を同条第十号とする。

87 第九十二条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「一号」を加え、同条を第九十二条の四とする。

88 第四十四条第一項中「五百円以下」を「五百円以上」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

89 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

90 第十九条の規定に違反した者

による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四条第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十

四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のよ

うに加える。

91 同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

92 第八十四条の次に次の「一条」を加える。

93 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十二条」に改め、同号を同条第二号とする。

94 第九十二条の三に改め、同号を同条第十号とする。

95 第九十二条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「一号」を加え、同条を第九十二条の四とする。

96 第四十四条第一項中「五百円以下」を「五百円以上」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

97 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

98 第十九条の規定に違反した者

による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四条第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十

四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のよ

うに加える。

99 同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

100 第八十四条の次に次の「一条」を加える。

101 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十二条」に改め、同号を同条第二号とする。

102 第九十二条の三に改め、同号を同条第十号とする。

103 第九十二条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「一号」を加え、同条を第九十二条の四とする。

104 第四十四条第一項中「五百円以下」を「五百円以上」に改め、「当該違反行為について前法律を提出する理由である。

105 第八条第一項第五号の規定に違反したもの

106 第十九条の規定に違反した者

による審決がされた場合を除き」を削る。

第八十四条第一項中「訴が提起されたときは」を「訴えが提起された場合において、第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十

四条の二第一項の規定による審決が確定しているときは」に、「同条」を「第二十五条」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項に後段として次のよ

うに加える。

107 同条の規定による損害賠償に関する訴えが提起された後において、これらの規定による審決が確定したときも、同様とする。

108 第八十四条の次に次の「一条」を加える。

109 第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十

第九十一条の三 第六条第一項又は第八条第一項
第二号の規定に違反して不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたものは、これを三百万円以下の罰金に処する。

第九十五条第一項中「第九一条の二」の下に「から第九一条の四まで」を加え、同条第二項中「又は第九一条の二第一号」を「第九一条の二第一号、第九一条の三又は第九一条の四第一号」に、「若しくは第九号」を「第九号若しくは第十号」に改める。

第九十六条第一項中「第九一条」を「第九一条の三」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第九十六条の二 第四十八条第四項、第五十三条の三、第五十四条又は第五十四条の二第一項の規定による審決により違反行為があると認定された場合においては、何人も、前条第一項に規定する罪となるべき行為があると思料するときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公正取引委員会に対し、第七十三条第一項の規定による告発をするよう請求することができること。

公正取引委員会は、前項の請求があつた場合において、第七十三条第一項の規定による告発をしないことに決定したときは、その旨及びその理由を文書で当該請求をした者に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に既になくなつてゐる行為に係る課徴金については、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第七条の二第一項(新法第八条の三において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定にか

かわらず、なお從前の例による。

2 施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為に対する新法第七条の二第一項の規定の適用については、次に掲げる額の合計額を同項本文に定める課徴金の額とする。

一 当該行為の実行としての事業活動を行った日から施行日の前日までの期間を実行期間とみなして改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)

第七条の二第一項本文の規定の例により計算した額

二 施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間を実行期間とみなして新法第七条の二第一項本文の規定により計算した額

第三条 新法第十八条の三の規定は、この法律の施行前に行われた旧法第十八条の二第一項の価格の引上げ(当該価格の引上げに係るこの法律の施行後に行われた新法第十八条の二第一項の価格の引上げを含む。)には、適用しない。

第四条 この法律の施行前に生じた旧法第二十五条の規定による損害賠償の請求権(旧法第二十六条第一項の規定により裁判上主張することができなかつたものを除く。)の消滅時効については、なお從前の例による。

第五条 新法第十九条第一項中「第二十六条及び第九十条の二第一号」に改め、「除く。」の下に「及び第九一条の二第二号」を加える。

第六条 第九条第一項中「第二十六条及び第九十条第三号」を「第八十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第八十四条の二第一項、第九十条第三号及び第九十六条の二第一項」に改める。

理 由

最近における経済情勢及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の施行の実情にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等に対する課徴金の額を引き上げることとするほか、原価の公表制度の新設、損害賠償訴訟における確定審決前置の廃止、違反行為等の推定制度の新設及び管轄の変更、不公正な取引方法に係る罰則の新設並びに告発請求制度の新設を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

損害賠償の請求権に係る訴訟については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に係属している旧法第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の管轄については、なお從前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第九条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のよう

改正する。

第七条第一項中「及び第二十五号」を「、第二十五号及び第九一条の二第一号」に改め、「除く。」の下に「及び第九一条の二第二号」を加える。

第六条 第九条第一項中「第二十六条及び第九十条第三号」を「第八十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第八十四条の二第一項、第九十条第三号及び第九十六条の二第一項」に改める。